



外務省パスポートイメージキャラクター  
パスぽくん

資料提供  
令和元年10月15日(火)  
課名：国際課  
連絡先：村上  
内線：2358  
直通：082-513-2359

～県内23市町どこからでも申請可能～  
**パスポートの申請がさらに便利に！**

令和元年12月2日(月)開始

現在、旅券(パスポート)の申請は、住所地の市町でのみ行うことができますが、令和元年12月2日(月)から県民であれば、県内すべての市町で旅券(パスポート)の申請が行えるようになります。

住所地の市町窓口だけでなく、新たに通勤・通学先など、自分の都合のよい市町で旅券(パスポート)の申請ができることになり、県民の皆さんの利便性が一層向上します。

【現状】住所地の市町窓口でのみ旅券申請できる(申請先1市町のみ)



【見直し】県内すべての市町の窓口で旅券申請できる(申請先23市町のどこでも)

1 実施日

令和元年12月2日(月)から

2 注意点

基本的な申請手続きについては住所地の市町と同様で、旅券(パスポート)の発行手数料も同額ですが、住民票の写し(すべての市町の住民票窓口やコンビニ(一部市町に限る。マイナンバーカード要)で取得できます。)と、申請者本人が窓口で手続きを行う(代理人での手続きが不可)必要があります。

3 経緯

H18 三次市で申請可能(権限移譲)【全国初】

H19 全市町で申請可能(権限移譲)【岡山県に次いで全国2番目】

R1 住所地以外の全市町で申請可能

【静岡県、大分県、山口県に次いで全国4番目】